

# 平成 29 年度 事業報告

社会福祉法人 ささの会

## 平成 29 年度 社会福祉法人ささの会事業報告

社会福祉法人ささの会は、社会福祉法の定める経営の原則に基づき、常に利用者主体のサービスの創出と提供に努め、その人の望む自立した暮らしを目指して支援することを基本理念とした。

その目的を達成するため、障害者支援施設「どうかん」（以下どうかん）の経営およびグループホーム「ほがらかホーム」（以下ほがらかホーム）、多機能型事業所「ぼとふ館」（以下ぼとふ館）、さいたま市岩槻区障害者生活支援センター「ささぼし」（以下ささぼし）、指定特定相談事業所「レタス」（以下レタス）、指定特定相談事業所「セロリ」（以下セロリ）、居宅介護事業所「まるみっと」（以下まるみっと）の経営を行った。

平成 29 年 4 月 1 日より改正された社会福祉法に基づき、ささの会は、定款の変更、諸規程の改定、役員等の刷新、運営協議会設立の準備、公益的な取組の開始、情報公開の促進などの法人改革を進めた。コンプライアンスの遵守を念頭にさいたま市への相談を密に行い、おおむね適正に対応することができた。特に他法人から複数の委員が加わっていた評議員会では、それぞれの法人運営を踏まえた活発な議論が行われ、法人のガバナンス向上につながった。さらに、監事が 4 名となったが、理事会などの様々な機会に的確なアドバイスがあり、役職員にとって心強い体制となった。

また、法人運営に利用者・家族・地域の意見を反映させる仕組みとして、平成 30 年度より運営協議会を設置することとし、利用者部会、家族部会及び法人部会からなる運営協議会準備委員会を開始した。特に利用者部会は、個々の事業所の枠を超えた交流ができ、自治会活動の活性化と、地域で暮らす方の当事者間の連携につながった。

また、地域における公益的な取り組みとして、各事業所で行動障害や引きこもり、医療的ケア、経済的困窮者など、サービスにつながりにくい人への支援を優先的に行った。「どうかん」、「まるみっと」での福祉有償運送、「どうかん」のさいたま市生活サポート事業を開始し、地域における谷間のないサービス体制づくりをさらに進めた。

特に「まるみっと」では、様々な理由で支援につながりにくい方に対して、積極的にサービス提供を行った。制度の枠の中で、居住環境やスケジュールの構造化など、より細やかで踏み込んだ生活支援に力を入れるとともに、現制度では報酬の発生しない病院内の付き添いなど、制度で補えない隙間の支援についても無償または安価な金額で提供する取り組みを始めた。

10 月より重度・高齢の方の利用を想定した新グループホーム「かぼちゃホーム」の建設が始まり、30 年度から運営が始まる。「どうかん」すべての入所利用者を対象としたグループホーム勉強会、希望者のホーム見学会などを行い、地域移行したいという本人の意向を大切に、入居者の選考を行った。重度重複障害がある方、高齢の方など、3 名の方の移行が決定した。

また、平成 30 年 1 月にサテライト型ホーム「ぼてとホーム」を新規オープンした。

平成 24 年度から「ささぼし」で取り組んできた「岩槻区顔の見えるネットワーク会議」（岩槻区事業）は、ネットワーク構築のモデル的取り組みとして評価されており、同様の取り組みがさいたま市に広がり、4 区で同事業が実施されることになった。

高齢者率が 30%を超える 2025 年を見据え、地域連携、ネットワーク作りは今後も法人の重要な使命と位置づけ、平成 30 年度も力を入れていきたい。

## 【平成 29 年度法人重点事項】

- ① 権利擁護の徹底と意思決定支援の推進
- ② 社会福祉法改正に合わせた法人組織の強化・運営
- ③ 法人事業所の有機的連動による地域に根ざしたサービス体系の整備
- ④ 岩槻区における機関ネットワークの推進と包括的・総合的な支援システムの構築

## 【法人事業報告】

### 1. 理事会の開催

・理事会は下記の通り実施した。

第 1 回理事会	平成 29 年 6 月 7 日 (水)
第 2 回理事会	平成 29 年 6 月 28 日 (水)
第 3 回理事会	平成 29 年 9 月 26 日 (火)
第 4 回理事会	平成 30 年 1 月 15 日 (月)
第 5 回理事会	平成 30 年 3 月 9 日 (金)

### 2. 評議員会の開催

・評議員会は下記の通り実施した。

第 1 回定時評議員会	平成 29 年 6 月 28 日 (水)
第 2 回評議員会	平成 30 年 1 月 31 日 (水)
第 3 回評議員会	平成 30 年 3 月 29 日 (木)

### 3. 常任理事会の開催

・常任理事会及び運営協議会準備委員会・法人部会（10 月より名称変更）。

第 1 回常任理事会	平成 29 年 4 月 19 日 (水)
第 2 回常任理事会	平成 29 年 5 月 15 日 (水)
第 3 回常任理事会	平成 29 年 7 月 19 日 (水)
第 4 回常任理事会	平成 29 年 8 月 23 日 (水)

・常任理事会は月例で実施し、社会福祉法改正への対応に関わる議論等を中心に進めた。また、10 月から運営協議会準備委員会を立ち上げ、その中の法人部会として位置付けることとなった。

### 4. 運営協議会の準備および運営協議会準備委員会の開催

・利用者、家族の声を法人運営に反映させるための仕組みづくりをめざし、運営協議会の設立準備を進めた。平成 29 年度は利用者部会（各事業所の利用者代表）、家族部会（各事業所の家族代表）、法人部会（理事・監事・職員及び評議員）の 3 つの部会から構成された運営協議会・準備委員会を立ち上げた。

・運営協議会準備委員会・法人部会

第 1 回法人部会	平成 29 年 10 月 31 日 (水)
第 2 回法人部会	平成 29 年 11 月 29 日 (水)
第 3 回法人部会	平成 30 年 2 月 21 日 (水)

10 月から常任理事会を運営協議会準備委員会・法人部会として名称の変更を行った。平成 30 年以降は運営協議会から外し、理事会および運営協議会の運営を担う機能として存続させていく方向で協議を続けることとなった。

- ・運営協議会準備委員・利用者部会  
第1回利用者部会 平成29年12月14日(木)  
「どうかん」、「ぽとふ館」、「ほがらかホーム」の自治会役員が集まる、身近な話題や事業所への希望・要望などを話し合った。今年度は利用者部会の設置に向け、各事業所の自治会で説明会や内容の協議をていねいに行った。
- ・運営協議会準備委員会・家族部会  
第1回家族部会 平成29年11月21日(火)  
第2回家族部会 平成30年3月5日(月)

## 5. 法人の適正な運営

- (1) 利用者代表・家族に向けた法人事業説明会の開催
  - ・7月27日(木)、利用者・家族に法人の取り組みや今後の方針等を伝える法人事業説明会を岩槻駅東口コミュニティセンターにて実施した。
- (2) ホームページ等を活用した積極的な情報公開
  - ・ホームページにおいて、定款、役員簿、財務諸表、事業報告、事業計画等を公開した。各事業所によるブログは定期的に更新し、情報提供に努めたが、事業所によって更新頻度に大きく差が出た。
  - ・法人機関紙1回、ぽとふ館広報紙を12回発行した。
- (3) 適正な制度運用と諸規程・マニュアル等に基づくコンプライアンス強化
  - ・社会福祉法の改正への対応とその影響等が多く、定款、経理規程、運営規程、就業規則等の改定を行った。
  - ・社会福祉充実計画に関しては該当しないため、作成しなかった。
- (4) 公益的取り組みの実施
  - ・「まるみっと」では、居宅介護の制度では限界があるニーズにも柔軟に対応することを方針とし、居住環境やスケジュールの構造化など、より細やかで専門性を踏まえた生活支援に力を入れた。さらにキャンセルが多く、サービスが定着しにくい方も積極的に受けた。また、現制度では報酬の発生しない病院内の付き添いやプール内での対応などを無償または安価な金額で提供する取り組みを始めた。
  - ・「ささぼし」では、経済的な困窮などの理由から、生活用品が購入できない人のために、ささの会で集めた衣類などの寄附品を提供した。
- (5) 法人事務局機能の強化
  - ・事業所主体の運営と業務の効率化を目的に、法人本部に集中していた決裁権の各事業所への委譲を段階的に進めた。今後もさらに進める予定である。
  - ・事業所の管理者を中心とした管理職会議を毎週月曜日に開催した。
  - ・法人委員会として権利擁護委員会、研修委員会、システム化委員会、リスク管理委員会、広報委員会を運営した。
  - ・ささの会サービス利用調整会議を必要に応じて開催し、各事業所の新規利用希望者の受け入れについて検討した。
  - ・経理については新しい会計事務所に業務委託した。毎年遅れが目立った月次などの経理処理は大幅に改善した。

## 6. 権利擁護の推進

年度内の虐待通報は「どうかん」で2件あった。いずれも強度行動障害のある利用者が不安定な時に起きた。支援の難しい方の支援に対して、職員間のコミュニケーションやサポートの不足など、チームとしての連携が不十分であったことが背景にあると思われ、今後の課題となった。

- (1) 障害者虐待防止法を踏まえた虐待防止研修の実施
  - ・8月4日、利用者・職員共通研修として『みんなで学ぼう！話し合おう！虐待を防ぎ、権利を守る勉強会』を開いた。
  - ・虐待防止に関わる外部研修には積極的に職員を受講させた。
  - ・ボランティアや実習生、見学者の受け入れを積極的に行うとともに、他法人との交流研修、合同研修を行い、事業所の風通しを良くするよう努めた。
- (2) 意思決定支援の推進
  - ・昨年度、国から示された意思決定支援ガイドラインに基づいてコミュニケーション支援、情報提供の工夫等に努めた。特にサービス等利用計画や個別支援計画の作成の際には、丁寧な意思確認を行い、新グループホームへの入居者募集時は本人の意向を最優先として進めた。
- (3) 利用者自治会の支援
  - ・運営協議会準備委員会・利用者部会に利用者自治会代表者が参加した。
  - ・利用者・家族への法人事業説明会を前年度に引き続いて実施し、法人の事業所から自治会代表者に参加していただいた。
- (4) 苦情解決の取り組み
  - ・苦情受付は、法人全体で40件（前年度55件）であった。事業所別では、どうかん16件（前年度16件）、ほとふ館12件（前年度17件）、ほがらかホーム9件（前年度16件）、まるみっと1件、ささぼし1件（前年度5件）、レタス1件（前年度0件）、セロリ0件（前年度1件）となった。
  - ・内容の内訳としては、職員の対応に関する事が全体の35.0%（前年度54.5%）、サービス内容に関する事が50.0%（前年度20.0%）、地域の苦情が5.0%（前年度18.1%）、その他（利用者間のトラブルなど）が10.0%（前年度7.2%）であった。職員の対応については利用者自らの申し出が中心であり、また、苦情の申し出がなくても、職員から働きかけて受付をさせていただいている。
  - ・今年度は法人全体で苦情件数が減少している。特にほがらかホームでは大幅に減ったが、サービス（食事）の改善が進んだこと、利用者から要望等がある程度事前に聴けるようになったことが理由と思われる。
- (5) 合理的配慮に基づく環境整備
  - ・どうかん正面げんかい玄関付近の段差解消工事を行った。
  - ・たまねぎホーム（ほがらかホーム）の玄関改修、手すり設置を計画した（平成30年度事業）。
  - ・意思決定支援の一環として、グループホームの説明などの場面で本人向け資料を作成した。

## 7. 地域生活支援拠点を視野に置いたネットワークの推進

- (1) 地域のネットワークづくりの推進
  - ・さいたま市岩槻区顔の見えるネットワーク会議は、3回開催された。
  - ・分野や領域を超えたネットワークづくりの推進、事業所間の連携強化の取り組みを進めた。特に災害弱者への支援対策については、実際に地域における防災訓練にどうかんが参加し、福祉避難所開設のための図上訓練を実施するなど、実際の動きにもつながってきた。
  - ・相談支援連絡会において、日中活動支援部会など4つのテーマ別情報交換会を企画し、事業所間の情報交換を通じて、連携を深める取り組みも始めた。
- (2) 緊急時の受け入れ態勢の整備
  - ・どうかんは、地域におけるセーフティネットの役割・機能を強化し、ささぼし等地域の機関との連動のもと、緊急の相談や虐待被害者の保護に努めた。
  - ・どうかんの短期入所事業は、のべ3,611日、実人数33人（前年度3,727日、

実人数 38 人)であった。さらに「やむを得ない措置」による受け入れは 66 件であった。

平成 28 年度に引き続き、強度行動障害などの支援困難ケースの相談、他市からの相談が増えた。また、現在特別支援学校に通学している方々が、将来のどうかん入所目的に短期入所を希望されるケースが年々増えている。中学部、小学部からの利用相談もわずかではあるが増えている。

日中一時支援は、のべ 835 日(前年度 1,080 日)、実人数 46 人(前年度 50 人)であった。インフルエンザなどで利用を制限した期間があり、利用数が減少した。

- ・緊急の相談件数は、41 件(前年度 36 件)あり、受け入れは 18 件(前年度 12 件)であった。内訳は、「虐待・DV」0 件、「行動障害や精神症状などによる対応困難」5 件、「介護者等の入院や死亡」11 件、「その他」4 件であった。

居宅介護事業「まるみっと」における行動援護による強度行動障害のある方への支援が始まった。平成 29 年度の利用者は一人であったが、ほぼ毎日、学校の送り出し、休日の支援を行った。

### (3) 選択が可能となる様々な暮らしの場の創出と提供

- ・さいたま市「障害者(児)施設等施設整備費市費補助金」による重度・高齢の方を対象とする新グループホームの建設を進めた。9 月 26 日に競争入札を行い、(株)松永建設が落札、翌月に建設工事が始まり、3 月に完成した。平成 30 年 4 月 1 日から運営が始まる。

- ・希望者が複数あったサテライト型ホーム「ぼてとホーム」を平成 30 年 1 月に岩槻区城南に開設した。

### (4) 働く場の新たな創出

- ・4 月より知的障害がある利用者を非常勤介助員として雇用した。障害者の働く場として、今後も法人事業所での様々な雇用創出を進めていきたい。

## 8. 人材の育成・確保と定着サポートの強化

### (1) 法人キャリアパスによる職位の整備

- ・職位の整備を行い、新たにどうかん副施設長職を設け、1 名昇格した。
- ・「ほがらかホーム」「ささぼし」「まるみっと」の所属長および法人事務長補佐を課長職に位置づけ、どうかん支援課長職と併せて 5 名を課長職に昇格した。

### (2) キャリアパスに基づく研修計画の実施

- ・リーダー・主任研修を実施し、キャリアごとに求められる役割について理解を深めた。

- ・ささの会実践報告会を実施し、各事業所の代表が、それぞれの取り組みについて発表しあった。日ごろの業務が何のためにあるのかを振り返る機会になり、また、他事業所でどのような取り組みをしているのかを相互に知る機会となった。

- ・強度行動障害研修(どうかん職員対象)、喀痰研修(ぼとふ館職員対象)の受講は計画通り進めることができた。

### (3) 処遇改善加算変更への対応と賃金体系の向上

- ・正規職員の昇給率アップ(前年昇給額の 33%増)を実施した。
- ・職務手当等、諸手当の見直しを進めた。
- ・非常勤職員の定期昇給、賞与を整備した。
- ・介護福祉士取得に関わる研修費を補助した。

### (4) 人材確保の取り組み

- ・職員補充がスムーズに進んだため、就職情報サイトの活用等は行わなかった。しかし、秋から年度末にかけて、退職者が複数続いたため、職員補充が追いつかないまま新年度を迎えることとなった。

また、非常勤から常勤になった職員が 4 名いたとともに、勤務時間を延長し

た非常勤職員が複数いた。

今後も人材の確保とともに、短時間正規職員の制度など、多様な働き方を検討したい。

#### (5) 人材育成の取り組み

・全事業所における施設外研修は、研修計画をもとに年間で108研修（前年度110）に延べ165名（前年度177名）の職員を参加させた。事業所ごとの正規職員1名あたりの研修参加回数は、どうかん2.13回、ぽとふ館2.13回、ほがらかホーム1.20回、ささぼし5.14回、まるみっと6.00回となり、全事業所で平均すると職員一人あたり2.43回（前年度2.64回）の研修参加となった。

### 9. 地域との共生

・どうかんでは笹久保自治会、ほがらかホームでは元浅間第二自治会、黒谷自治会に加入し、地域行事等に積極的に参加するなど、交流を深めた。ぽとふ館は箕輪自治会、ローズ住宅自治会に加入し、行事等でご支援をいただいた。

・新グループホームの建設予定地の岩槻区野孫、高曽根の自治会にご相談し、予定地近隣の住民の方にご説明した。多くの住民の方たちから温かいお言葉をいただいた一方で、障害者に対する漠然とした不安を訴える方もいた。地域住民の方の理解を得られるよう、今後も誠意をもって取り組んでいきたい。

・周辺学校との交流事業、岩槻区ゴルフ連盟との交流事業などは継続して行った。

### 10. 防災および防犯対策の強化

・各事業所において避難訓練を定期的実施した。

・岩槻区顔の見えるネットワーク会議を通じて、災害弱者への防災対策について地域課題として検討しており、そのプロセスにおいてさいたま市障害支援課や岩槻区総務課と各種訓練の開催について話し合いが進んだ。

・岩槻区総務課の声かけで、試行的な取り組みとして、新和地区の地域防災避難訓練に、職員と利用者が初めて参加した。また、さいたま市主催で、どうかんにおける災害時の福祉避難所開設のための図上訓練を初めて実施した。

・法人リスク管理委員会では、BCP（事業継続計画）を各事業所で検討をはじめ、必要な備蓄品を購入した。

・さいたま市「障害者（児）福祉施設等施設整備市費補助金」を活用し、防犯対策工事を実施し、「どうかん」屋外に防犯カメラとセンサー探知機等を設置した。

・どうかん正面玄関前の舗装工事を行い、地盤沈下による段差を解消した。

・共同募金助成事業を利用して、どうかん駐車場に水害対策用の常設ポンプを設置した。

### 11. 各事業所における家族との連携

・運営協議会・準備委員会を立ち上げ、家族部会を設置した。「どうかん」、「ぽとふ館」、「ほがらかホーム」の家族の代表で構成され、平成29年度は2回開催した。

・7月、法人事業所の利用者・家族への法人事業説明会を開催した（前述）。

・行事等を通し、家族との交流を深めた。さらに大掃除、作業補助などで家族の協力をいただいた。

・各事業所において、個別支援計画の作成などにおける個別面談や必要に応じた家庭訪問などを実施し、家族の意向を細やかに確認するよう努めた。